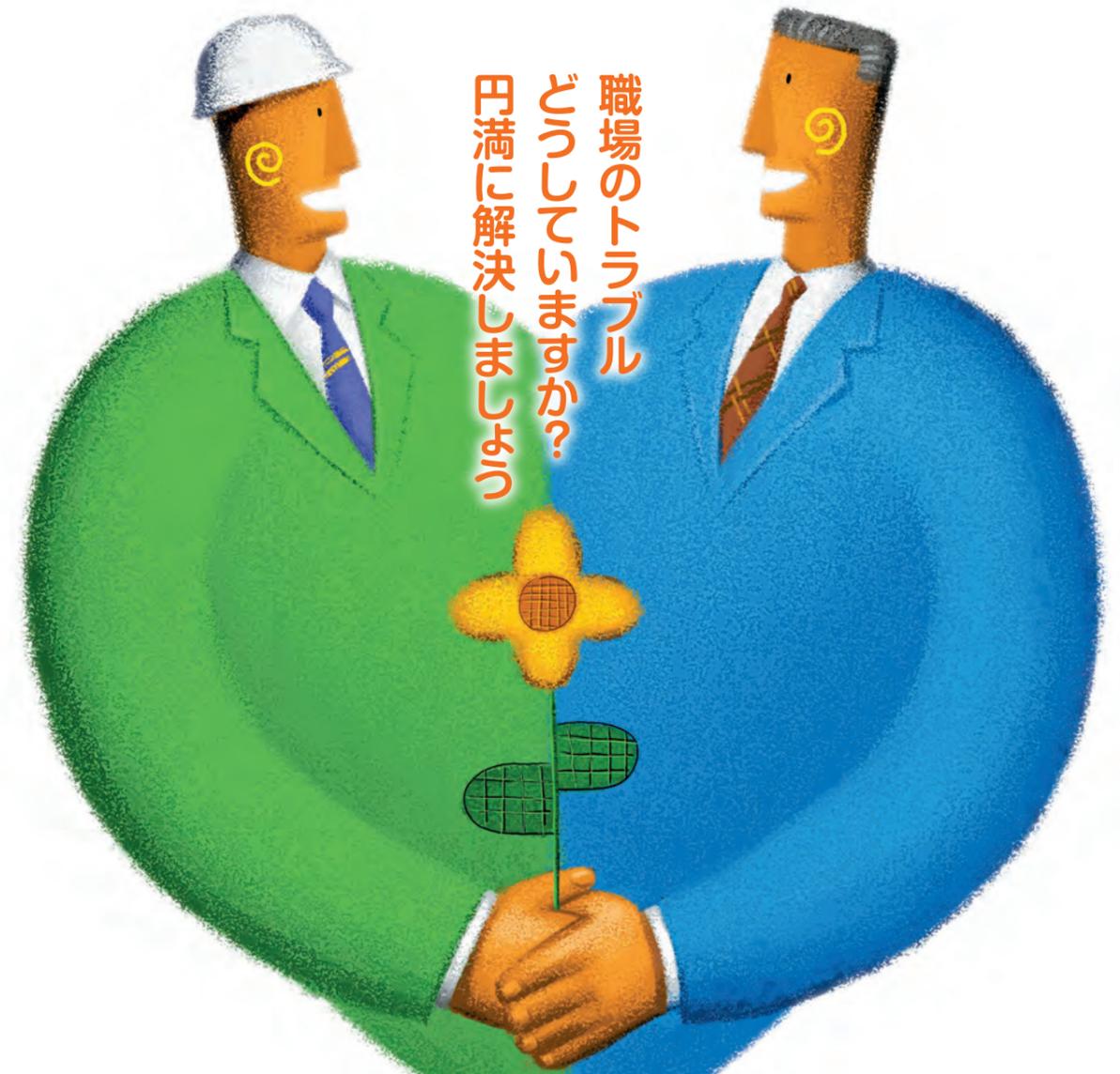




法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争 解決センター茨城

法務大臣認証 第52号 厚生労働大臣指定 第17号



社会保険労務士とは

社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に精通し、労務管理その他労働社会保険に関する指導を行う国家資格者です。私たちは、企業ごとにきめ細かな労務管理のコンサルティングを行い、企業の経営者と労働者の皆様の間に円満な関係を構築・維持し、生き生きと働くことができ、生産性が高まる職場づくりのお手伝いをしています。信頼できる身近なアドバイザーとして、お気軽にご相談ください。

特定社会保険労務士とは

特定社会保険労務士は、労働問題の専門家である社会保険労務士が、更にADR（裁判外紛争解決手続）に関する研修を修了し、かつ、国家試験に合格したADRの専門家です。豊富な経験と知識で依頼者（経営者もしくは労働者）の皆様に代わってADRの手続きを行い、トラブルを解決します。



お問い合わせ・お申し込みは

茨城県社会保険労務士会
社労士会労働紛争解決センター茨城
TEL 029-350-4864

〒311-4152 水戸市河和田1丁目2470-2



茨城県社会保険労務士会

〒311-4152 水戸市河和田1丁目2470-2
TEL 029-350-4864 FAX 029-350-3222

社労士会労働紛争解決センター茨城の裁判外紛争解決手続きとは？

近年、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、職場の労使トラブルが増加しています。従来の主な解決方法としての裁判は、長い時間と多額の費用を要し、当事者である経営者にも労働者にも精神的・経済的に大きな負担がかかりました。また、裁判による判決は、その後の円満な労使関係の回復が期待できません。

社労士会労働紛争解決センター茨城は、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

1 取り扱う紛争の範囲

- 労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争
具体例：解雇、雇い止め、賃金未払い、賃金引下げ、セクハラ、配置転換など
※集団的労働紛争や、募集・採用に関する紛争は取り扱うことができません
- 申立人又は相手方の住所または所在地が茨城県にあること

2 あっせんとは？

当事者の間に学識経験者である第三者（あっせん委員という）が入り、双方の主張の要点を確かめ、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る制度です。和解が成立すると和解契約書を作成します。手続きは非公開で、関係者のプライバシーは完全に保護されます。

3 あっせん委員があっせんを行います

国家資格である社会保険労務士の中から、特別に研修を受け試験に合格した、紛争解決の実務経験豊富な特定社会保険労務士があっせん委員となります。
特定社会保険労務士は、労働問題に精通し個別労働関係法制に関し造詣が深く、労務管理の専門家として公正・中立な立場で解決にあたります。

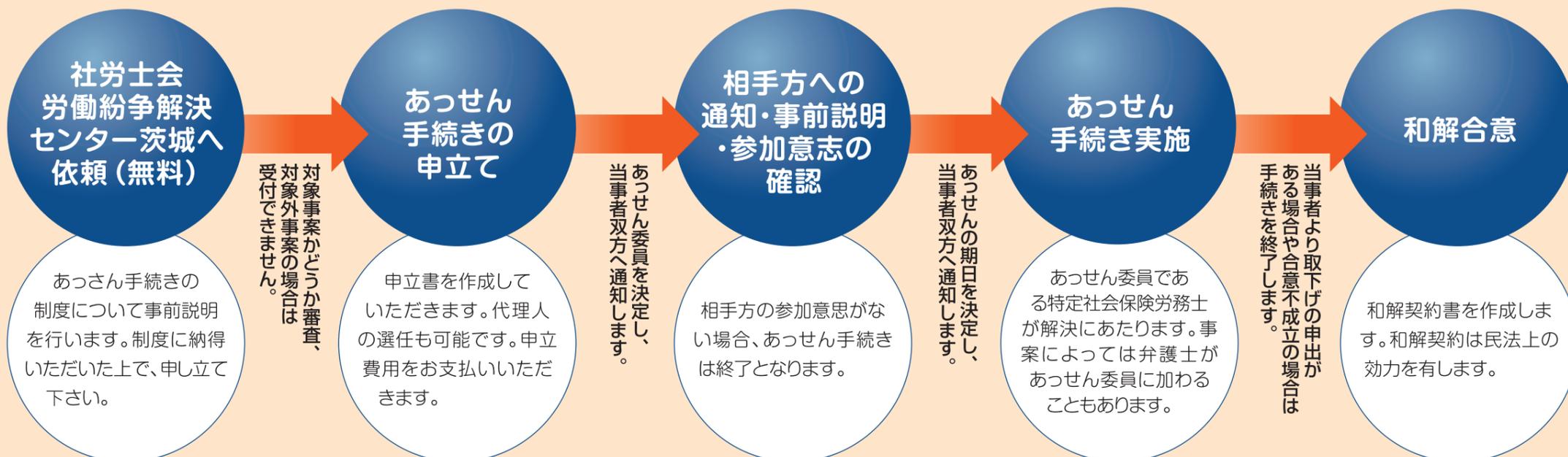
4 費用はどのくらいかかりますか？

申立手数料は当分の間無料です。文書発送の費用等手続きに関して費用が発生する場合は実費をご負担いただきます。

5 解決に時間がかかりませんか？

申立受付日から概ね1ヶ月以内にあっせんする日が決まり、原則として1回（1日）の手続きで紛争を解決します。
あっせんは原則として、申立人、被申立人、あっせん委員で調整のうえ平日に行います。

あっせん手続きの流れ



特定社労士にお任せ！

